一般社団法人日本木材学会中部支部規則

- 第1条 当支部は、一般社団法人日本木材学会定款(以下、定款という。)第2条2項 により設置され、一般社団法人日本木材学会中部支部と称し、主たる事務所を 名古屋大学大学院生命農学研究内に置く。
- 第2条 当支部は、定款第3条の目的を達成するために、中部地区において次の事業を 行う。
 - 1. 講演会、シンポジウム、見学会、講習会等の開催
 - 2. 調査および研究の実施
 - 3. その他目的達成に必要な事業
- 第3条 当支部は、中部地区(愛知県、石川県、岐阜県、静岡県、富山県、長野県、福井県、三重県)に在住する一般社団法人日本木材学会会員、および第2条の目的に賛同する個人または団体をもって組織する。
- 第4条 当支部の経費は、本部からの補助金、寄付金およびその他の収入で支弁する。
- 第5条 事業年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第6条 当支部は、年1回の定時総会を開く。ただし、必要な場合には臨時総会を開く ことができる。
- 第7条 総会は、次の事項を議決する。
 - 1. 会務報告
 - 2. その他の重要な事項
- 第8条 当支部に次の役員を置く。

支部長1名、副支部長1名、理事若干名、評議員若干名、幹事若干名、監事2名。

附則

1. 本規則は、平成22年 4月 1日より実施する。